

議 案 参 考 資 料

[令和元年第 4 回定例会(12 月)]

[担当課(室)係]

消防本部総務課 庶 務 係

議案名

議案第 71 号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

趣旨・目的

群馬県市町村総合事務組合において、同組合の組織団体である群馬東部水道企業団が常勤の職員に係る退職手当の支給事務の共同処理を、藤岡市が消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金の支給事務の共同処理を開始することに伴い、規約変更に関する協議の依頼がありましたので、地方自治法第 286 条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

概 要

- 1 群馬東部水道企業団(※)が常勤の職員に係る退職手当の支給事務の共同処理を令和 2 年 4 月 1 日から開始するため、群馬県市町村総合事務組合規約別表第 2 の 1 の項に同企業団を加えるものです。
- 2 藤岡市が消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金(※※)の支給事務の共同処理を令和 2 年 4 月 1 日から開始するため、群馬県市町村総合事務組合規約別表第 2 の 3 の項に同市を加えるものです。

※ 群馬東部水道企業団 : 太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町で組織

※※ 賞じゅつ金 : 職務遂行中に死亡又は負傷した消防職員、消防団員等に対し組合から支給される給付金

(組合規約の施行期日 : 令和 2 年 4 月 1 日)

背景・経過

群馬県市町村総合事務組合は、平成 2 年 10 月に設置され、県内 59 団体(11 市、23 町村、23 一部事務組合、1 企業団、1 広域連合)が加入している一部事務組合で、桐生市は、消防団員に係る損害補償及び退職報償金の支給に関する事務を共同処理するために加入しています。

地方自治法の規定で、一部事務組合の規約の変更は組織団体間で協議により定め、都道府県知事の許可を受けなければなりません。その協議は、組織団体の議会の議決を経なければならないこととされています。